

令和4年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
(Ⅱ 外国人の子供の就学促進事業)
事業内容報告書の概要

都道府県・市区町村・協議会名【 新潟県三条市 】										
令和4年度に実施した取組の内容及び成果と課題										
1. 事業の実施体制 (1) 外国人・帰国子女支援員は、教育委員会の嘱託員として勤務にあたる。 (2) 通常業務は、外国人の子供に対する日本語指導等とし、月曜日から金曜日まで、児童生徒の在籍校で勤務する。 (3) 月曜日、木曜日の午後は、指導のための教材準備の時間とし、教育委員会事務局で業務にあたる。 (4) 毎月開催の帰国・外国籍児童生徒交流・合同学習会の運営も業務に含む。※準備等含め、3校時分										
2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項①～⑥について、それぞれ記入すること (1) 三条市に転入の際、教育委員会が該当児童生徒とその保護者と面談の場を設定する。 今年度、外国からの転入者1名(外国人)。保護者や本人と面談を行い、転入先の学校と連携し、転入に向けた準備や体験を行った。相談の結果、学校体験の期間を設け、日本の学校に慣れさせることとした。学校の要望を聞きながら、外国人・帰国子女支援員が学校職員とともに活動した。 (2) 外国人・帰国子女支援員を配置し、学校への受け入れに向けた連絡調整を実施する。 帰国・外国人児童生徒が転入学する際の手順を整備し、学校側が受け入れる際の不安や負担の軽減につながった。 (3) 市内保育所や幼稚園と連携し、該当園児の就学後の支援の必要性について連絡調整を実施する。 市内保育所や幼稚園、学校との情報共有を図り、該当園児の就学後の支援の必要性を検討した。 (4) 児童生徒が在籍する学校において、日本語指導及び教科指導を行った。 ・A小学校… 木曜日の午前4時間、金曜日の終日 ・B小学校及びC中学校… 火曜日の午前4時間 ・D学園… 月曜日の午前4時間、火曜日の午後2時間、水曜日の終日 (5) 帰国・外国籍児童生徒交流・合同学習会を月1回実施した。(年間予定 全9回) <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">第1回 6月24日(金) 参加者4名</td> <td style="width: 50%;">第2回 7月15日(金) 中止</td> </tr> <tr> <td>第3回 9月16日(金) 参加者3名</td> <td>第4回 10月20日(木) 参加者4名</td> </tr> <tr> <td>第5回 11月10日(木) 参加者4名</td> <td>第6回 12月 8日(木) 参加者4名</td> </tr> <tr> <td>第7回 1月12日(木) 参加者4名</td> <td>第8回 2月 9日(木) 参加者5名</td> </tr> <tr> <td>第9回 3月 9日(木) 参加者5名</td> <td></td> </tr> </table> ・外国人・帰国子女支援員と三条市地域経営課の国際交流員が会の企画・運営を担当した。 ・会場は在籍校の1つとし、会場への送迎は指導主事が担当した。 ・第2回は指導者の都合により中止とした。また、第8回と第9回には体験入学中の外国籍児童が参加した。	第1回 6月24日(金) 参加者4名	第2回 7月15日(金) 中止	第3回 9月16日(金) 参加者3名	第4回 10月20日(木) 参加者4名	第5回 11月10日(木) 参加者4名	第6回 12月 8日(木) 参加者4名	第7回 1月12日(木) 参加者4名	第8回 2月 9日(木) 参加者5名	第9回 3月 9日(木) 参加者5名	
第1回 6月24日(金) 参加者4名	第2回 7月15日(金) 中止									
第3回 9月16日(金) 参加者3名	第4回 10月20日(木) 参加者4名									
第5回 11月10日(木) 参加者4名	第6回 12月 8日(木) 参加者4名									
第7回 1月12日(木) 参加者4名	第8回 2月 9日(木) 参加者5名									
第9回 3月 9日(木) 参加者5名										
3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項①～⑥について、それぞれ記入すること (1) 三条市に転入の際、教育委員会が相談の場を設け、受け入れ先の学校に繋ぐことができた。 このことにより、児童生徒が不就学に陥ることを未然に防ぐことができた。 (2) 教育委員会指導主事が、保護者と学校間の連絡調整を行うことで、児童生徒や保護者が日本の学校システムを理解し、児童生徒の不安軽減につなげることができた。 また、帰国・外国人児童生徒が転入学する際の手順①～⑤を整備し、学校側が受け入れる際の不安や負担の軽減につなげることができた。 ①該当児童生徒と保護者、外国人・帰国子女支援員、教育委員会担当者が面談を行い、保護者の意向の聞き取りや転入学に向けた説明を行う。										

- ②該当児童生徒と保護者、受入れ校担当者の面談を行う。その際、支援員や教育委員会担当者が同席し、体験入学(学校体験)や転入学に向けたスケジュール確認や受け入れ校の支援を行う。
- ③体験入学(学校体験)を開始し、受け入れ校の職員と支援員による日本語学習の支援を行ったり、日本の学校生活に徐々に適応するための支援を行ったりする。
- ④児童生徒と保護者、受け入れ校、支援員、教育委員会担当者による面談を行い、転入学への意思確認や物品購入等の説明、所属学年等を正式に決定する。
- ⑤外国人・帰国子女支援員による定期訪問の予定を作成し、児童生徒が学校生活に適応するための支援や保護者と学校の意思疎通を図るための支援を行う。
- (3)市内保育所や幼稚園と連絡を取り、また、学校との情報共有を図った。このことにより、該当園児の就学後の支援の必要性について検討することができた。
- (4)外国人・帰国子女支援員が定期的に訪問することで、日本語習得の指導を行ったり、日本の学校生活についての指導や助言を適宜行ったりする時間を確保できた。また、外国人・帰国子女支援員が該当児童生徒の相談に乗ることにより、本人や家庭の抱えている問題が明らかになり、学校に情報提供し、連携することで改善につながった。
- (5)帰国・外国籍児童生徒交流・合同学習会では、同じような環境にある児童生徒が交流したり、日本の文化等を学習したりする機会となった。児童生徒からは会の開催を楽しみにしている様子が伺えた。

	3～6歳	7～12歳	13～15 歳	16～18 歳以上 (過年齢)
本事業で対応した子供の数	人	6人	2人	人

4. その他(今後の取組等)

- ・児童生徒に応じた日本語学習の時間の確保や、学校との協力体制を充実させていく必要がある。
- ・外国人・帰国子女支援員は中国語と日本語を用いることができる。しかし、転入する児童生徒やその家族がその他の言語を母国語とする場合の対応を検討する必要がある。いつ転入するか分からない中での支援員の人材確保をどのように行うか検討する必要がある。
- ・該当児童生徒に関わる教員のタブレット端末に翻訳アプリを入れ、活用し始めている。支援員不在時に、該当児童生徒と教員が意思疎通を図る上で、どの程度有効であるかを検証する。
- ・外国人・帰国子女支援員による定期的な訪問は、受け入れ校と支援員の情報の共有や、意思の疎通が図りやすくなる等、連携の向上につながっているので継続する。また、定期的な訪問が該当児童生徒にとって相談の機会となり、精神面での安定につながっている点は重要である。
- ・月1回の帰国・外国籍児童生徒交流・合同学習会は、児童生徒の交流の場となり、子供たちにとって楽しいイベントとなっている。今後も継続することで、児童生徒の気持ちを前向きにさせたり、学習や生活への意欲を高めたりすることが期待できる。

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない。) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、担当者・連絡先欄を除き文部科学省ホームページで公開する。